

## 令和2年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月29日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所中国支所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,100名（製造委託等<sup>(注1)</sup>2,076名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,024名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者13,100名（製造委託等8,376名、役務委託等4,724名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	中国	全国	中国
令和2年度		60,000	3,100	300,000	13,100
	製造委託等	36,128	2,076	196,879	8,376
	役務委託等	23,872	1,024	103,121	4,724
令和元年度		60,000	3,100	300,000	13,100
	製造委託等	35,810	2,090	200,190	8,941
	役務委託等	24,190	1,010	99,810	4,159
平成30年度		60,000	3,000	300,000	13,100
	製造委託等	39,175	2,154	211,741	9,541
	役務委託等	20,825	846	88,259	3,559

### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

#### ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は465件（製造委託等328件、役務委託等137件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが463件（製造委託等326件、役務委託等137件）、下請事業者等からの申告によるものが2件（製造委託等）である。

#### イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は467件（製造委託等330件、役務委託等137件）であり、このうち462件について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の

改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託等）、指導が461件（製造委託等327件、役務委託等134件）である。

勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度		区分		新規着手件数 <sup>(注2)</sup>				処理件数				
				書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
								勧告 <sup>(注1)</sup>	指導 <sup>(注1)</sup>	小計		
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333		
		中国	463	2	0	465	1	461	462	5	467	
	製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482	
		中国	326	2	0	328	1	327	328	2	330	
	役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851	
		中国	137	0	0	137	0	134	134	3	137	
	令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315	
			中国	466	12	0	478	0	473	473	2	475
製造委託等		全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710	
		中国	344	10	0	354	0	351	351	1	352	
役務委託等		全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605	
		中国	122	2	0	124	0	122	122	1	123	
平成30年度		全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099	
			中国	410	8	0	418	0	410	410	3	413
	製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513	
		中国	293	6	0	299	0	292	292	3	295	
	役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586	
		中国	117	2	0	119	0	118	118	0	118	

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で852件となっており、このうち、製造委託等に係るものが617件、役務委託等に係るものが235件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は422件（類型別件数の合計の49.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが306件、役務委託等に係るものが116件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は430件（類型別件数の合計の50.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が244件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の56.7%）、②下請代金の減額が68件（同15.8%）、③買ったたきが61件（同14.2%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は311件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が165件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の53.1%）、②下請代金の減額が57件（同18.3%）、③買ったたきが36件（同11.6%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は119件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が79件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の66.4%）、②買ったたきが25件（同21%）、③下請代金の減額が11件（同9.2%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	中国	356	66	422	0	244	68	1	61	3	5	30	13	5	0	430	852
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	中国	264	42	306	0	165	57	1	36	2	5	30	10	5	0	311	617
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	中国	92	24	116	0	79	11	0	25	1	0	0	3	0	0	119	235
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	中国	326	44	370	3	201	64	2	38	13	6	22	22	34	1	406	776
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	中国	252	30	282	2	131	47	2	32	9	6	21	20	29	1	300	582
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	中国	74	14	88	1	70	17	0	6	4	0	1	2	5	0	106	194
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	中国	311	60	371	4	187	60	2	93	3	9	26	18	6	0	408	779
製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	中国	226	37	263	2	124	49	1	73	2	9	26	13	5	0	304	567
役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	中国	85	23	108	2	63	11	1	20	1	0	0	5	1	0	104	212

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者4名<sup>(注)</sup>から、下請事業者26名<sup>(注)</sup>に対し、総額5137万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者23名に対し、25万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	中国	3名	23名	25万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	中国	8名	64名	842万円
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	中国	10名	28名	1006万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者3名に対し、5112万円の利益提供分が返還された(第5表参照)。

第5表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和2年度	全国	10名	84名	5923万円
	中国	1名	3名	5112万円
令和元年度	全国	8名	229名	2556万円
	中国	—	—	—
平成30年度	全国	7名	346名	1750万円
	中国	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和2年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、中国支所では5回の講習会を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するな

ど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、中国支所では中国経済産業局と共同して、当該講習会を3県3会場（公正取引委員会主催分）で実施した。

## **2 下請法等に係る相談**

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、中国支所では234件の相談に対応した。

## **3 下請取引等改善協力委員**

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における中国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は14名である。

令和2年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## **4 コンプライアンス確立への積極的支援**

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和2年度においては、中国支所では事業者団体等へ1回講師を派遣した。

## 令和2年度における勧告事件（1件）

マツダ(株)に対する件（令和3年3月19日）	
親事業者	マツダ(株)（本社 広島県）
事業内容	自動車等の製造販売
下請取引の内容	自社が販売する自動車等の原材料たる資材 <sup>(注1)</sup> の製造
違反行為の概要 （期間）	<p>【不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）】</p> <p>次のア及びイの行為により、自己のために経済上の利益を提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>ア 提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」<sup>(注2)</sup>として、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。（平成30年11月～令和元年10月）</p> <p>イ 前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。</p>
利益提供金額	下請事業者3名に対し、総額5112万3981円 【勧告前に返還済み】

（注1）鋼鉄を棒状やコイル状に加工したもの。ボルト、ナット等の自動車部品に加工される。

（注2）上記の下請取引とは異なる「管理自給」と呼ばれる、マツダ(株)向けの自動車部品を製造する部品メーカーと当該部品メーカーに資材を納入する下請事業者との間の資材取引に係る取引実績を基に算出されるものである。

## 令和2年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 結婚式における写真撮影等を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っていた。
- ② 製鉄機械部品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、検収に係る書類の入手が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受領した日から60日を超えて下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 設計図等の作成を下請事業者へ委託しているC社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料として、実費を超えて一律の手数料を下請代金の額から減じていた。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 輸送用機械部品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、製造を委託した部品の原材料を有償で支給しているが、支給された原材料を用いて製造した製品に係る下請代金の支払期日より前に、原材料の対価を支払わせていた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 産業用機械部品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（124日）を交付していた。

5 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 輸送用機械部品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型を無償で保管させていた。